

健生食輸発0526第3号  
令和8年5月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

ナチュラルチーズに係る輸入時検査の強化について (一部改正)

標記については、平成27年8月20日付け食安輸発0820第5号(最終改正:令和8年4月10日付け健生食輸発0410第1号)により取り扱っているところです。

今般、EMILIO MAURI SPA(施設番号:IT 03 48 CE)より製造されたイタリア産ナチュラルチーズについて、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の対象としたことから、別紙のとおり当該通知の別表から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

## 別紙

(別表)

(令和8年5月26日)

対象国・地域	製造者名	強化日
フランス	(FR 76 372 001 CE) SARL VILLIERS	平成27年8月20日
	(FR 70 002 001 CE) SASU PATURAGES COMTOIS - PATURAGES COMTOIS	平成30年3月6日
	(FR 42 298 004 CE) FROMAGERIE DES HAUTES CHAUMES	令和3年3月18日
	(FR 03 094 002 CE) SOCIETE LAITIERE DE VICHY	令和5年3月27日
イタリア	(IT 01 065 CE) CASEIFICIO TOSI S. R. L.	平成28年12月16日
	(IT 01 62 CE) PALZOLA S. R. L.	令和元年10月18日
	(IT 01 123 CE) LATTERIA SOCIALE DI CAMERI SOCIETA COOPERATIVA AGRICOLA	令和3年8月30日